

## ■事業の概要について

質問1： 説明会は開催しないのでしょうか。

回答1： 本来であれば説明会を開催し、皆様にご説明申し上げるところですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、関係資料の送付に代えさせて頂くことにいたしました。

質問2： 区部側の道路も拡幅するのでしょうか。  
拡幅するのであれば、スケジュールを教えてくださいませんか。

回答2： 補助第54号線につきましては、調布3・4・10と同様に令和5年度の事業認可取得を予定しております。

なお、事業概要等につきましては、区部側の事業を所管している東京都第二建設事務所のホームページに掲載されていますので、併せてご参照ください。

(URL)

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/niken/daini0018.html>

## ■道路の設計について

質問3： 自転車レーン(道路構造)はどのようになるのでしょうか。

回答3： 「事業概要及び測量作業のご案内」のパンフレットにございますように歩行者、自転車、自動車が安全で快適に利用できる道路を整備していきます。なお、車道、歩道及び自転車通行空間等の詳細な断面形態は、今後交通管理者と協議したうえで決定します。

## ■測量作業について

質問4： 用地取得対象地では無い土地でも、隣接地であれば立会いは必要でしょうか。

回答4： 境界立会いは、原則として、計画道路にかかる土地の境界全て（後背地を含む）を確認する必要があります。このため、計画道路にかかる土地の権利者だけでなく、隣接する全ての土地の権利者にも境界確認の立会いをお願い致します。

質問5： 現地に境界杭等がある場合でも、立会いは必要でしょうか。

回答5： 境界杭等がある場合でも境界立会のご協力をお願いしております。

## ■用地補償について

質問6： 用地取得が始まるのはいつ頃になるのでしょうか。

回答6： 用地取得や補償に対するお話は、令和5年度に予定している事業認可取得後に、対象となる皆様に対して「用地補償の説明」をさせていただきます。その後、個別に折衝をさせていただきます。

## ■用途地域について

質問7： 道路整備後、建ぺい率・容積率は変わるのでしょうか。

回答7： 用途地域等(建ぺい率・容積率)の変更については、調布市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に基づき行われます。

対象地区の用途地域等の変更については、現段階では未定です。